

令和5年第7回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年7月7日（金）16時30分～

開催場所 羽曳野市役所 本館北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	役職
東部地区	古市	京谷理史	○			会長
		古澤義夫	○			
		松永年實	○			
				森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○			副会長
		三田茂明	○			
		葉山昌男	○			
				梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○			
		堀内利弘	×			
		吉田繁	○			
				吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼迫章浩	○			
				松山敏行	○	
	高鷺	奥野晋也	○			副会長
		内本正美	○			
	丹比	小池良夫	×			
		大谷章	○			
			白樫保雄	○		

出席委員 (農業委員 12名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 2名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 葉山浩章 吉崎弘樹 吉村直樹 渡辺正治

案 件

報告第13号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報告第14号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1件
議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第17号	農用地利用集積等促進計画(案)承認について	2件
議案第18号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 16 : 25】

- 事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第7回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。
- 京谷会長 皆さんこんにちは。私たちの任期の三年の今日は、最後の定例会ということになります。農業委員の皆様方、また推進委員の皆様方におかれましては、これまで3年間、会議の出席、また農地等の現地確認、そして農業者の相談ということで、活動をいただきありがとうございます。私たちの任期は7月の19日まででございますので、残り2週間足らずですけれども引き続きよろしくお願いいいたします。
それから、最後に農業新聞のご購読についてお話があると思いますので、そのあたりもよろしくお願いいいたします。それでは、事務局長の方から案件の概略説明をよろしくお願いいいたします。
- 事務局 それでは、令和5年第7回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について高鷲地区1件です。
次に、報告第14号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について埴生地区1件です。
議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、西浦地区1件です。
議案第17号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、西浦地区1件、古市地区1件です。
議案第18号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、駒ヶ谷地区及び古市地区1件です。
- 以上 本日ご審議いただきます案件については報告案件が2件、議案案件が4件の合計6件となります。
なお、本日欠席の委員は、駒ヶ谷地区の堀内委員と丹比地区の小池委員です。
それでは議長、ご審議の程よろしくお願いたします。
- 京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を葉山委員さんと三田委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。
報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、ご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。
地図①4条届出をご参照ください。
地区名は、高鷲地区です。
対象農地は、南恵我之荘五丁目830番1 地目は、田。
面積は、209㎡となります。
届出人は、議案書のとおりです。
転用目的は、住宅です。
現地確認委員は、内本委員さんです。
なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について、問題はございません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議がございませんでしたので報告いたします。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第14号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、事務局から説明をお願いします。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、ご説明させていただきます。
これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことの証明を行うものです。
地図②「従事者証明」をご参照ください。
地区名は、埴生地区です。
買取り申出生産緑地は、伊賀一丁目360番2 地目は 田
面積は580㎡
申出をする者、買取り申出事由の生じた者、買取り申出事由は、議案書のとおりです。
事由が生じた日は、令和5年6月8日です。
現地確認委員は 鬼追委員さんです。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議がございません

でしたのでご報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

京谷議長 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。
地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局
より説明をお願いします。

事務局 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させて
いただきます。
本件は、農地の所有権移転を行うものです。
1件目です。
地図③「3条許可」をご参照ください
地区名 西浦地区
申請地 尺度13番1 地目は田 面積は1,061㎡
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。
譲受人の農作業歴は30年、譲渡人である夫と以前より作業を行っていま
す。
農機具につきましては、軽トラック、耕運機、田植機、トラクター、草刈
機等を所有されています。
現在も所有農地で農業をされており、先般、現地確認によれば水稻をされ
ておりました。所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

京谷議長 西浦地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 夫婦間でのやり取りで、現在も水稻をされており、何ら問題ないと思いま
す。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがです
か。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第3条許可申請は
原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に、議案17号農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、事務

局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてご説明させていただきます。
その前に概要の方を担当の方から説明しますので、よろしくをお願いします。

事務局担当 議案第17号について説明いたします。
この内容については、令和5年4月に農業者の経営管理の合理化を目的とした農業経営基盤強化促進法が改正され、農地の貸借の手続きが変更になりました。
従来では「大阪府みどり公社」が貸し手と借り手をマッチングさせ契約書と代わる計画書を作成し、市役所が受理したのち、農業委員会に意見聴取を行うものに対し、法改正後は農地の貸借が発生した場合、農業委員会がマッチングの下準備を行い、みどり公社に契約書となる計画書の作成を要請することとなっております。
この17号の議題については、計画書の作成をみどり公社に要請するにあたり、農地を借りる者が法律の要件を満たしているかどうかこの定例会にて意見聴取を行うものです。
要件は2つです。農地を借りる者が農地を効率的に利用して耕作をすると認められるかどうか、もう1つは農地を借りる者が農作業に常時従事すると認められるかどうかです。
意見聴取をお願いいたします。

事務局 1件目
地図の⑤-1「利用集積」をご参照ください
地区名は 西浦地区
申請地は 尺度49番1 地目は田 面積は990㎡
利用権の設定をする者（所有者等）、利用権の設定を受ける者（転借人）は議案書のとおりです。
利用権の設定を行う者（農地中間管理機構）は一般財団法人 大阪府みどり公社
借り手は、大阪府・大阪府農業協同組合中央会、大阪農業振興サポートセンターによる「有機農産物アカデミー」、特定非営利活動法人有機農業認証協会による有機農産物の「生産行程管理責任者講習会」、「格付担当者講習会」を修了されています。
農機具につきましては、管理機、ハンマーナイフモア、軽トラック等を購入予定です。
市長部局の農とみどり推進課と協議を行い、先程説明がありました2点の問題については問題が無いと思います。
設定する利用権は、使用貸借権となります。
貸付期間は 令和5年9月1日から
令和7年4月30日までの1年8ヶ月間となっています。
以上、説明となります。

次に、2件目です。

地図の⑤-2「利用集積」をご参照ください。

地区名は 古市地区です。

申請地は 碓井二丁目436番 地目は田 面積は770㎡

利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は議案書のとおりです。

利用権の設定を行う者は一般財団法人 大阪府みどり公社です。

借り手は、近隣農地において耕作をされており、規模の拡大となります。

トラクター、耕運機、管理機、刈り払い機、軽バン等を所有されています。

市長部局の農とみどり推進課と協議も結果、先程の2点の問題につきましましては問題がないものと思います。

設定する利用権は、使用貸借権となります。

貸付期間は 令和5年9月1日から

令和10年8月1日までの5年間となっています。

以上説明となります。

先程の1件目の使用貸借期間が短い、1年8ヶ月これについて、

事務局担当 尺度49番1の農地、貸借期間が1年8ヶ月というのは、借り手が今回堺市に在住されている ●●●●さんという方なんですけど、この方が借りる前に既に借り手がいてたんですけど、そこが耕作をしないということになってしましまして、今回権利を再設定する形になっております。この農地中間管理っていうのは、言葉のとおり、大阪府みどり公社が間に入って農地を管理するという内容になっておりまして、所有者と農地中間管理機構のみどり公社とは5年で既に契約を結んでまして、みどり公社と●●●●さんの前に借りていた方との期間も5年だったんですけども、●●●●さんが借りる前の方が途中で農業をやめてしましまして、残りの期間が期間1年8ヶ月ということで、短い期間で設定されております。

事務局 以上で2件の説明を終わります。

京谷議長 補足説明ございましたように、1件目の期間については、先に契約している期間の残期間を継承するという事で期間が短くなっております。この点、ご理解いただきたいと思っております。事務局の説明の中で個人名等の表現がありましたので、このことについては、議事録の方から削除よろしくお願いたします。

京谷議長 それでは、1件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 問題ないと思っております。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
1 件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

京谷議長 2 件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 この土地につきましては、以前から耕作放棄地みたいな形になってまして、草が生えてて、今回の件で既にきれいに耕されてて作付けが可能なようになっていて問題ないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
2 件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。

京谷議長 次に議案第 18 号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてご説明させていただきます。
相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明になります。
地図の④-1、④-2「納税猶予適格者証明」をご参照ください
地区名は、駒ヶ谷地区と古市地区です。
被相続人及び相続人は議案書のとおりです。
相続開始年月日は、令和 4 年 8 月 22 日
適用農地は、
大黒 560 番 1 地目は田 面積は 628 m²
川向 102 番 地目は田 面積は 1,309 m²
現地調査しましたところ、適正に管理されていることを確認しています。
また、堀内委員さん、から現地確認した結果、問題なしとの連絡をいただいております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷議長 駒ヶ谷地区及び古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、堀内委員さんの方からは問題ないということで、ご連絡いただいております。

松永委員さんでしょうか。

地元委員 6月26日に現地確認に行ってきました。問題ありません。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、駒ヶ谷地区及び古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案どおり可決決定いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

京谷議長 これで定例会を閉会させていただきます。

【閉会 16 : 50】